

令和8年度診療報酬改定 訪問看護ベースアップ評価料の届出を!

重要：令和8年6月からベースアップ評価料を算定するすべての訪問看護ステーションは、5月中に様式の届出が必要です!

届出期限

5月31日まで
(6月1日必着)

※これまで届け出していたステーションも様式の届出が必要です

対象

令和8年6月からベースアップ評価料を算定する
すべての訪問看護ステーション

改定後評価料

(例) 訪問看護ベースアップ評価料
(Ⅰ)

780円→**1,050円**

ベースアップ評価料の届出に必要な様式

- ✓ これまでのベースアップ評価料の届出の有無、ベースアップ評価料(Ⅱ)の対象の有無により様式が異なります
- ✓ 厚生労働省のホームページに、届出様式の早見表、ベースアップ評価料の解説動画、様式が掲載されています



詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください

提出方法・提出先

メールで提出

専用メールアドレスにExcelファイルを添付

■ [専用メールアドレス一覧](#)

※PDF不可

提出先

地方厚生局(都道府県事務所)へ該当の様式を提出

新ベースアップ評価料の算定開始

訪問看護も対象になりました!

令和8年度介護報酬改定 介護職員等処遇改善加算の届出を!

重要：令和8年6月から訪問看護ステーションが処遇改善加算を算定するには、体制届の提出が必要です!

届出期限

6月15日まで

※加算新設事業所のみが所属する事業所の場合
※処遇改善計画書の届出期日については、
都道府県等によって異なる場合がありますので、
都道府県等のホームページ等を必ずご確認ください

対象

令和8年6月から処遇改善加算を
算定する
訪問看護

改定後加算率（新設）
1.8%

処遇改善加算の届出に必要な様式

- ✓ 処遇改善加算を算定するには、処遇改善計画書（別紙様式2）の作成・提出が必要です
- ✓ 厚生労働省「介護職員の処遇改善」のホームページに、処遇改善計画書様式、計画書の記入方法動画等が掲載されています



詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください

提出方法・提出先

メールで提出

※なお、都道府県等によって異なる場合がありますので、
都道府県等のホームページ等を必ずご確認ください。

提出先

介護サービス事業所の所在する都道府県等へ該当の様式を提出

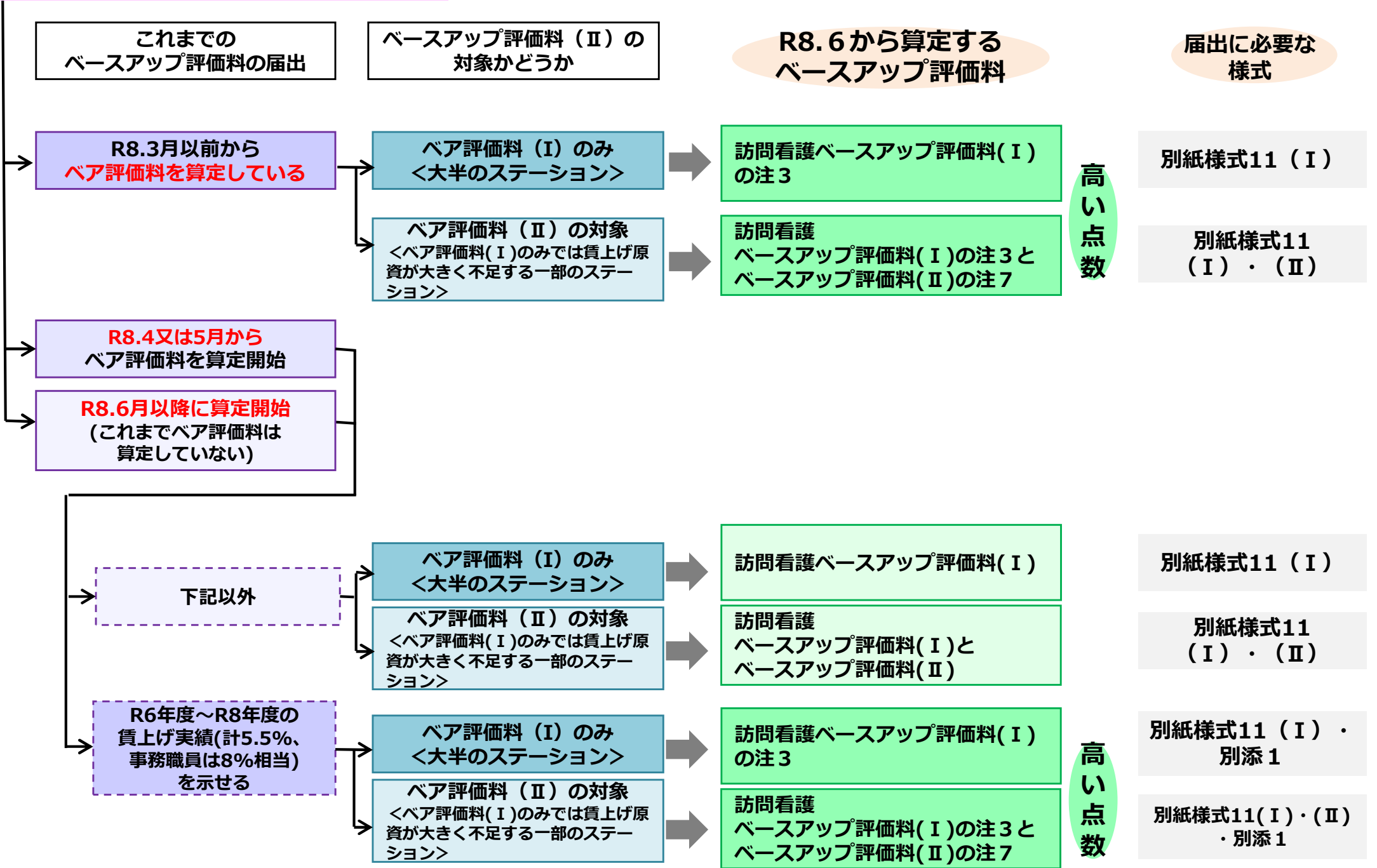


処遇改善加算の算定開始

7月以降の算定を含め、訪問看護事業所での加算のご活用をお願いします

ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

訪問看護ステーションの場合



令和8年5月以前にベースアップ評価料を算定している医療機関・訪問看護ステーション向け

これまでにベースアップ評価料を届け出ている、
令和8年6月以降も算定を続けるには、**改めて、令和8年5月中に届出が必要です**

必要な手続き

令和8年5月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出
↓
令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

令和8年8月

8月中に、令和7年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和7年度の実績を報告)

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

令和9年5月

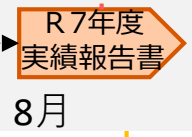
令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出
※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料(I)訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する場合には届出は不要

令和9年8月

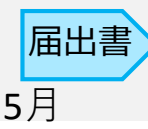
8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

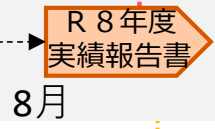
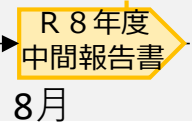
令和7年度の算定に関する手続き



令和8年度の算定に関する手続き



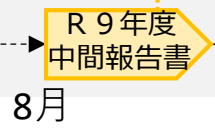
算定期間 (6月から翌年5月)



令和9年度の算定に関する手続き



算定期間 (6月から翌年5月)



令和8年6月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する医療機関・訪問看護ステーション向け

ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、該当の様式を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出（令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料（I）訪問看護ベースアップ評価料（I）を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出（令和8年度の実績を報告）

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出（令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告）

令和8年度の算定に関する手続き

届出書
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R8年度
中間報告書
8月

R8年度
実績報告書
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R9年度
中間報告書
8月